

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は次のとおりであります。

- (1)当社グループは、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させて透明かつ公正な企業活動がおこなわれることを重要な経営上の方針と位置付けており、また、経営環境変化に迅速・的確に対応できる組織体制の構築に特に注力する基本方針を持って、経営にあたっております。また、「コンプライアンス・マニュアル」および「タカセグループ 企業行動指針」を定めて、コンプライアンス遵守に関し機会をとらえて通達や社内研修等の場で社員への徹底を図っております。
- (2)当社は、機関構成の組織形態として、監査役会設置会社です。現在2名の社外監査役を含む3名の監査役が、取締役が取締役会等でおこなう意思決定状況や、内部統制システム構築および運営状況など監査することを中心として、取締役の職務執行を監査・監督する職責を支障なく遂行しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場会社として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大東港運株式会社	80,042	8.05
公益財団法人タカセ国際奨学財団	69,190	6.96
東京中小企業投資育成株式会社	65,000	6.54
株式会社三協	58,800	5.92
株式会社みずほ銀行	47,154	4.75
城南信用金庫	42,301	4.26
株式会社商船三井	40,121	4.04
阪田 和弘	36,800	3.70
日本生命保険相互会社	32,680	3.29
高瀬 正人	32,122	3.23

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

上記の【大株主の状況】は2021年3月31日現在の状況です。
また、上記のほか、当社所有の自己株式60,796株(5.77%)があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

3月

業種

陸運業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

現状におきましては、特記事項はないと考えております。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高田 忠美	他の会社の出身者											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高田 忠美	○	----	生命保険会社で勤務されたのち、東証一部上場会社において社外取締役等の要職を務められるなど、会社経営の経験、見識が豊富であり、この経験を活かした当社の経営に役立つアドバイス、意見を受けることを期待して、2021年6月29日開催の定時株主総会において選任されたものであります。 なお、同氏は、東京証券取引所の有価証券上場規定にもとづく独立役員としての要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じることはないと判断し、同氏の同意のうえ、同取引所に対し、独立役員として届出ております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人による会計監査にあたっては、必要に応じて内部監査室長および監査役が諸問題についての内容確認と、これに関連する諸事項についての意見交換をおこなっているほか、出先部署往査にも内部監査室長および監査役が同行し連携をとっております。

また、年初には会計監査人より、監査実施計画等の説明を受けるほか、会計監査人による四半期レビューおよび期末監査の実施結果についても、会計監査人から報告を受け、意見交換をおこなっております。

監査役監査実施に際しては、会計監査人および内部監査室と情報の交換を含む緊密な協力関係を維持しており、効率的かつ効果的に監査をおこなっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
今泉 達也	他の会社の出身者													○
宮崎 泰史	他の会社の出身者													○

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
今泉 達也		---	主に税務関係の出版をおこなう財団法人大蔵財務協会において豊富な経験を有し、また編集局長を務められ、さらに理事を経験されており、この経験を活かした有効な助言、ならびに経営の監視・監督を期待し、社外監査役に選任されたものであります。 同氏の社外監査役としての在任期間は、6年であります。

宮崎 泰史	○	---	金融機関において豊富な職務経験を有し、また執行役員を務められ、さらに大手企業において取締役・監査役を経験されており、この経験を活かすとともに、独立した中立的な立場で、有効な助言ならびに経営の監視・監督を期待し、社外監査役に選任されたものであります。 なお、同氏は、東京証券取引所の有価証券上場規定にもとづく独立役員としての要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じることはないと判断し、同氏の同意のうえ、同取引所に対し、独立役員として届出ております。 同氏の社外監査役としての在任期間は、4年です。
-------	---	-----	---

[独立役員関係]

独立役員の人数 更新	2 名
--	-----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社では、現時点で、取締役に対するインセンティブ付与に関する施策を採用しておりません。
今後、取締役を含む人事諸制度・報酬制度全般およびインセンティブ付与に関するメリットおよびデメリットや付与を行う場合の対象者、実績評価や付与の内容等を中心に、さらに検討を進めて採用可否や時期を判断する予定であります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書ならびに株主宛報告書(定時株主総会招集通知含む)においては、退職慰労引当額のほか、使用人兼務役員の使用人給と相当額もあわせて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬等は、以下の決定方針に従い、会社業績および会社経営における個々の取締役の責任や貢献度を総合的に勘案し、決定しております。以下の決定方針につきましては、取締役会において決議されております。

(基本方針)

当社の取締役の報酬は、当社の企業理念の実現を实践する優秀な人材を確保・維持し、持続的な企業価値および株主価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの意欲を引き出すにふさわしいものとする。具体的には、業務執行を担う取締役(常勤取締役)の報酬は、基本報酬、役員退職慰労金により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、基本報酬のみとする。

常勤取締役の報酬については、取締役報酬規程、役員退職慰労金規程に基づき、報酬の内容および決定手続きの両面において、合理性、客観性および透明性を備えるものとし、社外取締役の報酬については、他社水準、社会情勢等を勘案するものとする。

(基本報酬の個人別の報酬等の額および付与の時期または条件の決定に関する方針)

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とする。基本報酬の金額は、役位、職責等に応じて定めるものとし、業績、他社水準、社会情勢等を勘案して、決定するものとする。役員退職慰労金は、役員退職慰労金規程に基づき、役員退任時に支給するものとする。

社外取締役の報酬については、他社水準、社会情勢等を勘案し、当社の社会的地位に相応した水準とすることを原則とし、代表取締役社長が決定するものとする。

(基本報酬の額および役員退職慰労金の額の取締役の個人別報酬の額に対する割合の決定に関する方針)

業務執行を担う取締役の種類別の報酬の割合については、役位、職責、当社と同程度の事業規模を有する他社の動向等を踏まえて決定する。なお、報酬の種類ごとの比率の目安は、基本報酬を90%、役員退職慰労金を10%とする。

取締役の個人別の報酬の内容は、取締役会の決議による委任にもとづいて、代表取締役社長が決定いたします。取締役会の委任を受けた代表取締役社長は、取締役会で定めた報酬決定方針や取締役報酬規程および役員退職慰労金規程に従って決定いたします。一任の範囲については、基本報酬および役員退職慰労金の額に限定されるものであります。なお、権限を代表取締役社長に委任している理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、適切な判断が可能であると考えているためであります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員の専従スタッフは配置しておりませんが、管理本部がサポートをおこなっております。

社外役員に対しては、取締役会資料を事前に配布するとともに、月1回開催する取締役会および監査役会開催前等の機会において、必要な情報提供および説明をおこなっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 当社の業務執行、監視・監督のための機関は、取締役会、常任役員会、監査役会があります。
取締役会は、本年6月末日現在5名の取締役からなり、定時に毎月1回と臨時に必要な都度開催されて、会社法で定められた事項および経営に関する基本事項について審議・議決しております。また、常勤取締役・常勤監査役を中心メンバーとする常任役員会が原則毎月1回開催され、取締役会の決定した基本方針にもとづき、経営の重要事項について意見交換し、決定をおこなっております。
監査役会は、本年6月末日現在2名の社外監査役を含む3名の監査役が、取締役の職務執行を監視・監督しており、原則毎月1回の監査役会を開催しております。
社外役員は、適宜、代表取締役社長との意見交換を実施しております。
当社は、会社法第427条第1項にもとづき、社外取締役および社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約にもとづく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役および社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。
2. 当社グループの企業活動において、各部門で日々発生する業務に関する情報については、当社グループ独自の社内情報システムを構築し、これを主たる媒体として、所定のルールにもとづき関連部署並びに経営者に連絡・報告されるようになっております。
3. 意思決定を要する案件や経営上の重要事項については、社内稟議および常任役員会・取締役会に付議され、承認・決議されております。
なお、常任役員会・取締役会の事務局は、管理本部が務めております。
4. また、四半期ごとに開催される業績管理を主体とする会議およびその他の諸会議において、業務遂行に重要な影響を与える可能性のある事象またはその他リスクの把握ができる体制をとっております。
5. 内部監査は、社内規定にもとづき専任された内部監査室長が監査実施計画を立てて、実地調査中心に実施しております。
監査役監査実施に際しては、会計監査人および内部監査室と情報交換をおこなうなど緊密に協力し、効果的に監査を実施しております。
会計監査人は、みおぎ監査法人(上場会社監査事務所登録)であります。
会計監査業務を執行した指定社員・業務執行社員の公認会計士は2名であり、監査業務にかかる補助者は、公認会計士3名であります。
みおぎ監査法人による継続監査期間は、1年間であります。
会計監査人による会計監査にあたっては、必要に応じて内部監査室長および各監査役が諸問題についての内容確認とこれに関連する諸事項についての意見交換をおこなっているほか、出先部署往査にも内部監査室長および監査役が同行し連携をとっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方に則り、現状において最適なガバナンス体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

実施していません。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社グループは、創業以来150年近くの間、一貫して物流事業ひとすじに企業活動をおこなってまいりましたが、物流事業を通じて会社に貢献し、社会から信頼をいただくことを企業の原点と考えております。
誠実で社会にとって有用な企業であらねばならないと考えており、そのため、社訓「まごころ」と定めるとともに、コンプライアンスを第一に重視する経営を心掛けております。
2. コンプライアンス経営重視の観点から2002年10月に従業員の行動基準である「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、続いて2004年9月には企業の社会的責任を重視する「タカセグループ企業行動指針」を制定しました。
両指針については、通達や社内研修の場で社員への徹底を図っており、特に、後者については日本語のほか、英文版をも当社ホームページに掲載して、海外現地法人を含むグループ社員が企業理念や行動指針をいつでも確認できるよう、考慮しております。
また、あわせて外部の関係各位にも趣旨をご理解いただきたく考えております。
3. 内部統制システムの整備に関し、取締役会決議をおこなっており、以下の項目別体制につき整備すべく基本的考え方を定めております。
 - ・取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制
 - ・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制
 - ・監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制
4. 当社は、2009年4月に「内部統制報告制度に関する方針および運営」について、以下の趣旨を定めております。
 - ・適正な財務報告を実現するために構築すべき内部統制の方針・原則、範囲および水準
 - ・内部統制の構築に当たる経営者以下の責任者および全社的な管理体制
 - ・内部統制の構築に必要な手順および日程
 - ・内部統制の構築に係る個々の手続きに関与する人員およびその編成並びに事前の教育・訓練の方法等
5. 財務報告の適正性を確保するための体制整備
激変する外部環境の変化にともない、制度会計も同様な状況となっております。
このような変化に的確に対応するため、2010年4月より公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、2008年6月開催の取締役会において、「反社会勢力の排除に向けた基本的な考え方および体制整備」について、次の趣旨の決議をしております。

- ・反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方
当社グループは、企業活動の基本指針として定めた「コンプライアンス・マニュアル」に「反社会的勢力との絶縁」をうたい、「反社会的勢力には屈せず、断固として対決する姿勢をもつこと」を掲げており、このような基本的考え方をもって反社会的勢力の排除に取り組む。
- ・反社会的勢力の排除に向けた体制整備
反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、組織全体で対応することを目的として倫理規定、行動規範、社内規則などを整備し、また対応統括部署を定めるほか、外部専門機関等と連携し折にふれ指導を受けるとともに情報の共有化を図ることとする。
- ・反社会的勢力の排除に向けた体制整備状況
管理本部を対応統括部署とし、管理本部長を不正要求防止責任者として定めております。
また、平素から、地区特殊暴力防止対策協議会や、所轄警察署、顧問弁護士などの外部専門機関と連携し、折にふれ指導を受けるとともに、情報の共有化を図っております。
対応部署である管理本部で、反社会的勢力に関する情報を収集・管理して、この情報を社内での注意喚起等に活用しております。
さらに、外部機関による当該関係講習会・セミナーに参加し、社内での研修に役立てることとしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社グループは、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させて透明かつ公正な企業活動がおこなわれることを重要な経営上の方針と位置付けております。

また、経営環境変化に迅速・的確に対応できる組織体制の構築に特に注力する基本方針を持って、経営にあたっております。

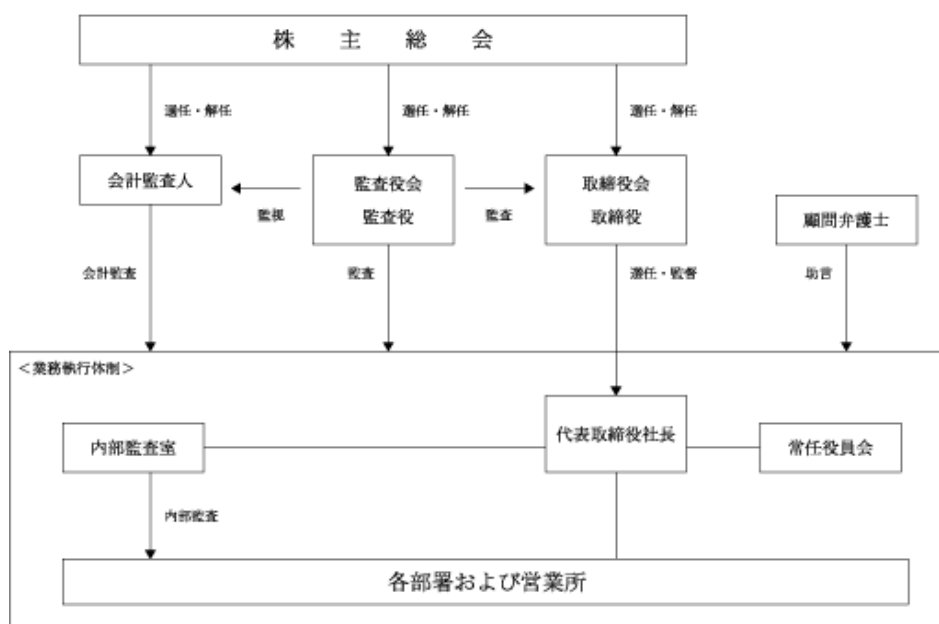
このような方針にもとづき、従業員の行動基準である「コンプライアンス・マニュアル」および企業の社会的責任を重視する「タカセグループ 企業行動指針」を制定し、両指針の社員への徹底を図っております。

さらに、2004年2月には内部監査室長職を設置して、グループ内各部門に対する内部監査の体制の強化に努めております。

会社情報の適時開示に係る具体的な社内体制につきましては、次のとおりであります。

1. 当社グループの企業活動において各部門で日々発生する業務に関する情報については当社グループ独自の社内情報システムを構築しこれを主たる媒体として、所定のルールにもとづき関連部署ならびに経営者に連絡・報告されるようになっております。
2. 意思決定を要する案件や経営上の重要事項については、社内稟議および常任役員会・取締役会に付議され、承認・決議されております。なお、常任役員会・取締役会の事務局は、管理本部が務めております。
3. また、四半期ごとに開催される業績管理を主体とする会議およびその他の諸会議において、投資者の投資判断に重要な影響を与える可能性のある事象の把握ができる体制をとっております。
4. これらのさまざまな企業情報の中から、投資者の投資判断に重要な影響を与える決定事実・発生事実および決算情報等について把握・管理し、適時、適切に開示するための所管部署を管理本部内に設けており、管理本部長が情報開示担当役員の任にあたっております。適時開示基準に則り、企業情報の開示が必要となる場合には、情報開示担当役員の承認によって、迅速に実施するようになっております。

当社の経営組織およびコーポレート・ガバナンス体制を模式的に図示すると、以下のとおりであります。



当社の適時開示体制の概要について模式的に図示すると、以下のとおりであります。

